

○岩手県警察人身安全関連事案対処要綱の制定について

(令和3年3月17日岩生安第22号警察本部長岩刑事第24号)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

生活安全部人身安全少年課の新設等により、みだしの要綱を別添のとおり制定し、令和3年4月1日から施行するので誤りのないようになされたい。

なお、岩手県警察人身安全関連事案対処要綱の制定について（平成26年3月25日付け岩生安第64号、岩刑事第81号）は、本例規の施行をもって廃止する。

別添

岩手県警察人身安全関連事案対処要綱

(目的)

第1 この要綱は、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案(以下「人身安全関連事案」という。)が、認知した段階では、被害者等に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことに鑑み、認知の段階から対処に至るまで、生活安全部門と刑事部門が連携し、本部が確実に関与して、事態に応じて最も効果的な手法を執るため、人身安全関連事案に一元的に対処するための体制(以下「本部対処体制」という。)を確立するとともに、これに的確に対処し、もって、被害者の安全を確保することを目的とする。

(対処の基本)

第2 人身安全関連事案の危険性及び切迫性を見極め、執るべき措置を検討するためには、体制の充実した本部による速やかな事態の把握とその主導の下での対処が求められることから、人身安全関連事案への対処に当たっては、署長の指揮は維持しつつ、本部対処体制が積極的、かつ、機動的に関与して事態に対処することとする。

(当直)

第3 執務時間外は、生活安全部人身安全少年課に人身安全関連事案当直を置く。

(編成)

第4 本部対処体制の編成は、別表のとおりとする。

(任務)

第5 本部対処体制は、署からの報告の一元的窓口となって事案を認知した後、関係署と緊密に連携の上、その危険性及び切迫性を判断し、これに基づき行為者の事件捜査、行政措置、被害者の保護対策等に関する署への指導、助言及び支援を一元的に行うことを任務とする。

2 本部対処体制の具体的任務については、別に定める。

別表（第4関係）

本部対処体制表

		役職等		任 務
司令塔		生活安全部人身安全少年課長		1 本部対処体制運営全般の指揮 2 支援の決定
副司令塔		刑事部捜査第一課長		1 司令塔の補佐 2 司令塔不在時の司令塔の代理
指導・支援体制	指導・支援責任者	(兼) 生活安全部人身安全少年課長 (兼) 刑事部捜査第一課長 刑事部組織犯罪対策課長 刑事部機動捜査隊長		1 捜査指導及び捜査支援（事件化の判断を含む。） 2 行政措置及び保護対策の指導並びに支援
	指導・支援副責任者	生活安全部人身安全少年課人身安全対策官 生活安全部人身安全少年課少年事件指導官 刑事部捜査第一課性犯罪捜査指導官 刑事部捜査第一課広域捜査官 刑事部組織犯罪対策課組織犯罪対策指導官 刑事部機動捜査隊副隊長		
	指導・支援班員	生活安全部人身安全少年課	人身安全少年課員	1 捜査指導及び捜査支援 2 行政措置及び保護対策の指導並びに支援
		刑事部捜査第一課	捜査第一課員（庶務係及び盗犯・盗犯特捜係を除く。）	
		刑事部組織犯罪対策課	組織犯罪対策課員（庶務係を除く。）	
刑事部機動捜査隊	機動捜査隊員（庶務係を除く。）			
庶務	執務時間内	生活安全部人身安全少年課	人身安全対策第一係 人身安全対策第二係	1 人身安全関連事案に係る報告の受理 2 行政措置及び保護対策の指導並びに支援
	執務時間外	生活安全部人身安全少年課	人身安全関連事案当直員	